

第4章 基本理念

1. 基本理念

本市では、健康福祉推進都市宣言(平成5年10月)の趣旨に基づき“高齢者がいつまでも健康で、それぞれのライフスタイルに応じた生きがいを持ち、介護が必要になっても地域で暮らしていける連帯感あふれた豊川市”の創造をめざし、施策の展開を図っています。

また、豊川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、その第1期計画から継続して「人生 悠々・快適・安心ライフを楽しむまち」を基本理念として掲げてきました。

令和7年には団塊の世代が75歳以上となり、本市でも4人に1人が65歳以上、6人に1人が75歳以上となります。このため、高齢者が健康で生きがいを持ち、自立した生活ができること、また介護が必要になっても住みなれた地域で自分らしく生活することが出来るように、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築をさらに推進することが求められています。

さらに、高齢者福祉計画は介護保険事業計画と一体的に策定する必要があり、東三河広域連合介護保険事業計画の、「いつまでも健やかで安心して暮らせる東三河の実現」という広域連合の理念にも合致するものである必要があります。

そこで、今回の策定においても、「人生 悠々・快適・安心ライフを楽しむまち」を、引き続き基本理念として掲げます。

基本理念

人生 悠々・快適・安心ライフを楽しむまち

2. 基本目標

基本理念を実現するため、以下の2つを目標とします。

基本目標1

「元気で悠々ライフを共創できるまちに」

健康な高齢期を心豊かに暮らすための準備や計画、健康で生きがいやふれあいのある暮らし、好きな仕事や学習の継続などを通じて、人との交流を促進できる暮らしは、広い意味で介護予防につながります。

こうした、「人生を楽しむ」という視点は、現在または将来、高齢期を生きる全市民に共通して重要であると考え、これを基本目標1とします。

※共創…高齢者だけでなく、高齢社会を生きぬく市民一人ひとりが一体となって、高齢社会に新たな価値を創造していくこと。

基本目標2

「住み慣れた地域で快適に暮らせるまちに」

日々の暮らしの舞台とも言える身近な地域を、日常生活圏域として設定し、関係機関との連携を図りながら、各圏域に気軽に相談できる窓口を設けるとともに、地域住民主体による支え合いやふれあいの活動が地域に根ざしていくことを目指します。これを基本目標2とします。

3. 計画の体系



